

## 千葉県風俗案内業の規制に関する条例に係る処分基準の改定概要

### 1 改定の理由

令和5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）に伴い、刑法（明治40年法律第45号）第182条の規定が同法第183条に条ずれすることから、千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）第12条に規定されている「重大な不正行為」についても所要の改正が行われたため、処分基準の改定を行うもの

### 2 改定内容

上記改正内容に基づき、処分基準の別紙2「千葉県風俗案内業の規制に関する条例に係る処分基準」の別表を改定するもの

### 3 対象となる処分基準

- （1）風俗案内業者に対する停止命令（第9条第1項）
- （2）風俗案内業者に対する廃止命令（第9条第2項）

### 4 施行日

令和5年7月13日